神埼市生活困窮者自立支援事業委託

公募型プロポーザル募集要領

　神埼市（以下「市」という。）が実施する「神埼市生活困窮者自立支援事業（自立相談支援・家計相談支援・子どもの学習支援）」（以下「本事業」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づいて企画提案を公募する。

１．委託業務の概要

別途定める「神埼市生活困窮者自立支援事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

２．委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

３．委託費の上限

本事業に係る経費として次の３事業の総委託費上限額は、１８，７００千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、かつ、３事業の各委託費は、以下の上限額を超えてはならない。

（１）自立相談支援事業　　　　９，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（２）家計相談支援事業　　　　５，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（３）子どもの学習支援事業　　４，７００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　（見積書には、総委託費の見積額及び各委託費の見積額を記載することとする

が、１事業でも上限額を超えた見積額の記載があった場合には、判明した時

点で失格となるので注意すること。）

４．参加資格要件

　社会福祉法人又は特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）など法人格を有する民間団体とし、次の全ての要件を満たすものとする。

　なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1)　佐賀県に主たる事務所を有する法人であること。

(2)　仕様書で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。

(3)　定款又は規約等で組織の運営について定めていること。

(4)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6)　佐賀県及び神埼市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(7)　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8)　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

５．手続き

(1)　募集要領等の配布期間及び配布場所

ア　配布期間

平成30年1月9日（火）午前9時から同年1月26日（金）午後5時まで（ただし、閉庁日を除く。）

イ　配布場所

神埼市役所福祉課生活福祉係（神埼市神埼町神埼410番地　本庁1階）及び神埼市ホームページ（http://www.city.kanzaki.saga.jp）

(2)　説明会（※希望される場合のみ個別に開催する。）

ア　日時及び場所

日時：平成30年1月29日（月）、30日（火）の2日間を予定

場所：神埼市役所内会議室

イ　参加申し込み

説明会参加を希望する場合は、1月26日（金）午後5時までに団体名、参加者名、連絡先を電話、ＦＡＸ、電子メールのいずれかで連絡すること。（様式は任意）

(3)　質問の受付及び回答

本募集要領等の内容などについての質問は、「質問書」（様式1）により提出すること。

ア　提出方法

　　　FAX又は電子メールによることとし、送信時には下記の提出先へ到達確認の連絡を行うこと。

イ　提出先

神埼市役所福祉課生活福祉係

電話：0952-37-0110　FAX：0952-52-1120 　 　　　　　　　 　　　　　　　　　　　E-mail:fukushi@city.kanzaki.lg.jp

ウ　回答方法等

(4)の参加表明書を提出した全ての者に同書記載の連絡先メールアドレスあて通知する。

(4)　参加表明書の提出

　本プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書」（様式2）を次のとおり提出するものとする。

　なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、企画提案書等を受け付けない。

ア　提出期限

　平成30年2月2日（金）午後5時まで

（書留郵便の場合も含め、締切時刻以降は受け付けない。）

イ　提出先

　　〒842-8601　神埼市神埼町神埼410番地

　　神埼市役所福祉課生活福祉係

ウ　提出方法

　　　持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(5)　企画提案書等の提出

　　　本プロポーザルへの参加を希望する者は、別途定める「神埼市生活困窮者自立支援事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

ア　提出期限

　　　平成30年2月9日（金）午後5時まで

　　（書留郵便の場合も含め、締切時刻以降は受け付けない。）

イ　提出先

　　〒842-8601　神埼市神埼町神埼410番地

　　神埼市役所福祉課生活福祉係

ウ　提出方法

　　　持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出するものとする。

(6)　留意事項

ア　企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。

イ　企画提案書等は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

ウ　虚偽の記載をした企画提案書等は、無効とする。

エ　委託契約額の上限を超える企画提案書等は、無効とする。

オ　参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。

カ　提出された企画提案書の内容は公表しない。

６．審査の実施及び結果通知

(1)　審査

別途定める「神埼市生活困窮者自立支援事業委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、次の日時及び場所において、提出された企画提案書等及び提案者によるプレゼンテーションの内容について審査を行い、総得点を総合的に勘案して、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

なお、総得点が満点の5割に達しない場合は、候補者として選定しないものとする。また、審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員間で協議のうえ、候補者を選定するものとする。

日時：平成30年2月19日（月）　午前9時から

（詳細については別途お知らせする。）

場所：神埼市役所本庁3階　3－1会議室

(2)　結果通知

審査の終了後、すべての提案者に対し、書面により採否に係る通知を行うものとする。

７．契約の締結

(1)　契約締結の手続きについて

ア　審査の結果、候補者を選定したときは、市は、神埼市財務規則（平成18年3月20日規則第42号）に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わすものとする。

イ　候補者が契約締結時までに本要領4のいずれかに該当しなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合などは、本要領6(1)による審査において総得点の高い者から順に、契約締結の相手方とする。

ウ　本事業の委託仕様書は候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で委託仕様書を作成することがある。

(2)　契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、神埼市財務規則第108条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3)　委託費の支払いについて

本事業の実施に際して、委託料の支払いについては、本事業に係る資金収支の状況に応じ、概算払いができるものとする。

８．個人情報の保護

(1)　個人情報の保護

契約を締結した場合、受託者は、神埼市個人情報保護条例（平成18年条例第18号。以下「条例」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとし、受託業務に従事する者又は従事していた者が、当該受託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、条例上の罰則規定（条例第50条及び第51条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（条例第54条）に基づき処罰されることがある。

また、契約においては、受託者から契約締結後速やかに個人情報の管理体制等について書面（別紙1）により報告を求めるものとする。

なお、受託者の個人情報の管理体制等に変更があった場合は、書面（別紙2）により報告を求めるものとする。

(2)　本プロポーザルの参加にあたって提出された書類は、本事業の適正な実施のために使用する。

９．費用負担

説明会への参加、質問書、参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。

10．問い合わせ先

神埼市 市民福祉部 福祉課 生活福祉係　森﨑

住　所：神埼市神埼町神埼410番地

電　話：0952－37－0110　　FAX：0952－52－1120

E-mail:fukushi@city.kanzaki.lg.jp

（様式1）

質問書

平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連　絡　先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail

|  |
| --- |
| 質問内容 |

※質問は1問につき、この用紙1枚を使用してください。

※質問が複数となる場合には、この用紙を複写してください。

提出先：神埼市福祉課生活福祉係

連絡先：℡0952-37-0110/Fax0952-52-1120

E-mail:fukushi@city.kanzaki.lg.jp

（様式2）

神埼市生活困窮者自立支援事業委託

公募型プロポーザル参加表明書

　神埼市生活困窮者自立支援事業（自立相談支援・家計相談支援・子どもの学習支援）の業務委託に関する公募型プロポーザルへの参加を表明し、期日までに企画提案書等を提出します。

　なお、参加を表明するにあたり、下記の参加資格要件をすべて満たすことを誓約します。市が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

記

(1)　佐賀県に主たる事務所を有する法人であること。

(2)　神埼市生活困窮者自立支援事業委託仕様書で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。

(3)　定款又は規約等で組織の運営について定めていること。

(4)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(5)　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(6)　佐賀県及び神埼市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(7)　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

(8)　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

平成　　　年　　　月　　　日

　神埼市長　松本茂幸　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連　絡　先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E-mail